

平成 22 年国勢調査における報告義務等の周知方法

総務省統計局

平成 22 年国勢調査において、報告義務及び罰則の適用があることをどのような方法により国民に周知することとしているのか。

国勢調査は、正確で信頼される調査結果を得ることが不可欠であるため、世帯には、ありのままの事実を正確に回答していただくことが必要である。仮に、正確な回答が得られなかった場合、統計は不正確なものとなり、その結果、国や地方公共団体が誤った行政施策を推進したり、事業者や国民が間違った意思決定を行うおそれがある。

このため、統計法では、国勢調査などの基幹統計調査について、調査対象者が事実をありのままに安心して回答することができるよう、調査員等の統計調査に携わる者に対して、厳格な守秘義務を課しており、また、個人又は法人その他の団体に対しての報告義務と、報告を拒んだりした場合の罰則が規定されている。

平成22年国勢調査の実施においては、統計法によって個人情報厳格に保護されており、また、すべての人に報告義務があるということについて、調査票とともに配布する「調査票の記入のしかた」に記載するとともに、国民一般に対する広報の重点事項にすることとしている。

なお、罰則に関する周知については、周知方法によっては、世帯に対し高圧的な印象を与え、逆に忌避感を生じさせるなど、必ずしも正確かつ円滑な調査の実施に結び付かない懸念もある。このため、罰則については周知するものの、その方法については慎重に検討することとしたい。

< 参考 >

統計法施行令（平成 20 年政令第 334 号）【抜粋】

（基幹統計調査であること等の明示）

第 5 条 行政機関の長は、基幹統計調査を行うに当たっては、その報告を求める者に対し、当該調査に係る統計が基幹統計に該当することを示す事実並びに当該調査について法第 13 条及び第 15 条の規定（これらの規定に係る罰則を含む。）の適用がある旨を、調査票に記載することその他の方法により、明示しなければならない。